

旧成器南幼稚園 公有財産売却実施要領

I 対象物件の概要

(1) 所在地 福井県勝山市元町2丁目18番38号

(2) 建物

①旧成器南幼稚園

建築面積：587.98㎡

延床面積：732.46㎡

竣工年度：平成2年3月

構造：RC構造

階数：2階

※建物は未登記です。

※詳細は物件調書を参考にしてください。

②倉庫

建築面積：不明

延床面積：24.34㎡

竣工年度：平成2年

構造：鉄骨造

階数：1階

※建物は未登記です。

※詳細は物件調書を参考にしてください。

③その他

次のものが残置されています。

- ・屋外プール 1基
- ・固定遊具 5基
- ・砂場 1箇所
- ・築山 1箇所
- ・車庫 1台分
- ・門扉 1箇所
- ・敷地周りのフェンス
- ・樹木

(3) 土地

勝山市元町2丁目1801番2、1801番13、1801番14、1801番17、
1801番18、1811番9、1812番8

7筆合計 4180.09㎡

2 現況

令和8年3月末まで勝山市の公立幼稚園として使用していました。

上水道及び下水道引き込み済です。

元町2丁目1801番2の土地の南西側隣接地の地下には、防火水槽が設置されています。

元町2丁目ふれあい会館横の土地（元町2丁目1801番18）は、市と元町2丁目区が共同で利用してきた経緯があります。また、元町2丁目1801番14及び1801番17の土地は、左義長まつり等の地域住民のイベント時に一時利用されています。

3 予定価格

建物：無償

土地：21,843,000円

4 都市計画、条例による制限

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 都市計画・用途区域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| (2) 勝山市景観条例 | 適用を受ける |
| (3) 土砂災害特別警戒区域 | 区域外 |

5 用途に関する制限

- (1) 当該区域の周辺環境は住宅地であり、地域の集会所や認定こども園が近接している状況を踏まえ、近隣住民等の生活を著しく脅かすような活動のために利用することはできません。悪臭、騒音、粉塵、振動、土壌汚染などの近隣環境を損なうと予想される用途に利用することはできません。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む用途に利用することはできません。
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第3条第1項に規定する営業所又は事務所を設置する用途に利用することはできません。
- (4) 暴力団による・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に利用することはできません。
- (5) 主として政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的とする用途に利用することはできません。

6 申込者の資格

本公募に申込できる者は、勝山市内に登記簿上の本店を置く法人格を有する者に限ります。業種の条件は問いません。

(1) 次の各号の一に該当する者は、申込みをすることができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③勝山市職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
- ④「民事再生法」（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、「会社更生法」（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われている者
- ⑤「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- ⑥「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- ⑦その他、資格誓約書を提出しない者

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間申込みをすることができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用することができません。

- ①契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- ②競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
- ③買受者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、市職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ⑥上記各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

7 現地説明会の実施

現状有姿での引き渡しになりますので、現地説明会に参加することが必須となります。

- (1) 現地説明参加の募集期間 令和8年10月6日（火）～10月15日（木）午後5時
(2) 現地説明会の日程 令和8年10月7日（水）～10月16日（金）
(3) 実施場所 勝山市元町2丁目18番38号（旧成器南幼稚園）
(4) 現地説明会の応募方法 電子メールでお申し込みください。
電子メール：jidou@city.katsuyama.lg.jp

8 質問の受付と回答

- (1) 提出方法 質問書は電子メールでの提出のみ受け付けます。
送信後は必ず電話により担当者に受信を確認してください。
(2) 提出期限 令和8年10月19日（月）正午まで（必着）
(3) 提出方法 【様式4】質問書により質問内容を記載したものを電子メールにて送信してください。
(4) 回答期日 令和8年10月21日（水）
(5) 回答方法 勝山市ホームページ上に回答を掲載します。質問者個別には回答しません。

9 申込受付

(1) 申込方法

以下の書類を提出してください。

- ・入札書
- ・【様式1】市有財産買受申込書
- ・【様式2】委任状（代理人に委任される方のみ）
- ・【様式3】資格誓約書
- ・履歴事項全部証明書

(2) 入札書提出期限 令和8年10月27日（火）

(3) 入札書提出場所 〒911-8799 勝山郵便局留

(4) 留意事項

- ①代理人が申込書を持参する場合は、「委任状」を提出してください。
 - ②買受申込書の名義で契約を行いますので、申込書記入の際には十分ご注意ください。
 - ③物件は現状での引渡しとなるので、申込にあたっては必ず事前に物件の現状を確認してください。
- なお、ご不明な点がある場合はお問い合わせください。

10 買受予定者の決定

買受予定者は予定価格以上の価格で入札した者のうち最も高い金額の入札者に決

定し、買受予定者となった方に「市有財産買受け決定通知書」を送付します。同額の場合には抽選で買受予定者を決定します。

※次順位申込者の取扱い

次点以下になった方は、その順番で買受予定者との契約が不調になったときに順次繰り上げて契約待機者になっていただきます。

11 契約の締結等

買受者には買受け決定通知書を送付しますので、通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結していただきます。

本案件は勝山市議会の議決案件となりますので、議会の可決が得られた場合に仮契約が本契約として有効となります。

(1) 契約の流れ

- ①通知書とともに、仮契約書を送付します。
- ②通知を受けた日から5日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に押印した契約書(1部のみ収入印紙添付)および印鑑証明書(3ヶ月以内のもの)を勝山市役所財政課契約検査係（市役所2階）へお持ちください。
- ③仮契約締結時に契約保証金として譲渡代金の100分の10に相当する額を納入していただきます。
- ④議会の議決日から起算して30日以内に納入通知書により勝山市が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で契約保証金とは別に売買代金全額を納入してください。（契約締結時に納入通知書と登記請求書をお渡しします。）
- ⑤売買代金を納入した領収書、登記請求書および登録免許税（収入印紙）を添えて、勝山市役所財政課契約検査係（市役所2階）へお持ちください。

なお、30日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は市に帰属することになります。（注）売買代金の分割納付はできません。

(2) 契約不適合責任の排除

建物、土地、建物の附帯設備及び土地の定着物等については、現状有姿で引渡するものとし、これらがその品質・数量等について契約に適合しないものであっても、代金の減免や不足分の引渡し、損害賠償請求又は契約の解除をすることはできません。

12 契約に付す条件

(1) 土地、建物の使用について

- ①買受者は、市有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から起算して3年以内に買受申込書に記載した用途に使用しなければなりません。
- ②買受者は、当該物件の処分制限期間（令和33年3月31日まで）が満了するまでの間に施設の用途を変更、他者へ貸付、譲渡、または取り壊し等を行おうとす

るときは、その実行を予定する日の少なくとも3か月前までに、書面により市へ通知し、事前に協議を行ってください。

(2) 違約金

買受者は、買受け決定通知以降、仮契約書の締結までの間に契約を辞退したときは、土地の売買金に100分の5を乗じた金額を違約金として支払うものとします。

また、上記の契約に付す条件に違反したときは、土地の売買金額に100分の10を乗じた金額と、直近の建物の固定資産税評価額に100分の10を乗じた金額の合計額を違約金として支払うものとします。

(3) 損害賠償

契約に付する条件を履行しないために市が損害を受けたときは、市は買受者に対してその損害の賠償を請求します。

(4) 原状回復

買受者は、本契約が解除されたときは、買受者が新設した建物その他の工作物を解体撤去し、更地にした上で、市が指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、買受者が原状に復する必要がないと認めたときは、この限りではありません。

13 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

(2) 土地の所有権移転登記手続きについては、物件引渡し後、市において行う予定です。ただし、所有権の移転登記に要する一切の費用は買受者の負担となります。

(注) 物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。(現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。)

(3) 建物の表題登記及び保存登記は買受者が行ってください。

14 留意事項

(1) 物件の引き渡しは、現状有姿となります。

(2) 工作物を撤去・解体する場合の費用については、買受者の負担となり、市は一切負担しません。

(3) 購入後は、地元町内会へ事業の説明を行うとともに、地元町内会や近隣住民との調和に努めていただくようお願いします。

15 その他

本要領に定めのない事項は、勝山市契約事務規則、会計事務規則その他関係法令等の定めるところ及び市と協議のうえ処理します。